松江家庭裁判所委員会(第37回)議事概要

第1 日時

平成31年1月29日(火)午後1時30分~午後4時00分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員) 小田川俊明, 寺津豪佐, 原 市, 藤岡亮介, 藤原映久, 松延由子, 湯浅佳代, 横溝邦彦(五十音順敬称略)

(説明者) 本村裁判官,中塚首席家庭裁判所調査官, 津森家裁首席書記官,池田次席家庭裁判所調査官, 高田主任家庭裁判所調査官

(事務担当者) 岩﨑事務局長, 松嶋事務局次長

(庶務) 妹尾総務課長, 土井総務課課長補佐

第4 テーマ

家庭裁判所における少年の再非行防止に向けた取組

- 第5 議事
 - 1 委員自己紹介
 - 2 委員長選任
 - 3 説明等
 - (1) 導入説明(中塚首席家庭裁判所調査官)
 - (2) 非行を考える会の説明(高田主任家庭裁判所調査官) 別紙1のとおり
 - 4 意見交換等 別紙2のとおり
 - 5 次回委員会のテーマ 利用しやすい家庭裁判所になるために
 - 6 次回開催日時 追って指定

「非行を考える会」とは

松江家庭裁判所委員会資料

1 対象者

万引き、自転車盗、盗品等譲り受け等の非行を犯した少年及びその保 護者(ただし、換金目的の犯行や、生活の乱れがある等の場合は除く。)

2 方法

集団講習を行う。

- 3 主な内容
 - (1) 調査官講義(20分) 非行の責任,被害について考えさせる。
 - (2) 外部講師講義(30分)

商店主や店長など,万引き被害を受けた経験のある方から,被害の実態,被害を受けた時の気持ちを語っていただく。

- (3) 少年、保護者に分かれてグループ討議 (30分) 少年:被害について考えさせ、自分の非行について振り返らせる。 保護者:子どもへの接し方について考えさせる。
- (4) まとめ(10分) 感想文

4 特徴

被害経験のある方から直接話を聞くことで、少年、保護者とも実感を持って被害について考えることが出来、非行抑止につながる。

(別紙2)

松江家庭裁判所委員会

委員長:家庭裁判所の,少年の再非行防止に向けた取組である「非行を考える会」の概要等について御説明しました。何か御質問等がありますでしょうか。また,少年事件の進行や概要等についても御質問がありますでしょうか。

▲委員:非行を考える会には、万引きや自転車盗といった初発型非行の少年が参加するとのことですが、同会は、ゲストスピーカーの講義が軸になるということであり、効果を上げるためには、少年が共感できるか、内省ができるかが前提となると思います。私は以前に児童相談所に勤務し、触法少年のケースを担当していたのですが、共感や内省にうまくつながらないことがありました。少年の中には、共感や内省がうまくいかない子どももたくさんいると思うのですが、同会への参加は全ての子どもたちを対象としているのでしょうか。共感や内省が難しい子どもたちにも効果があるのでしょうか。

中塚首席家裁調査官:非行を考える会は、その構造から、話を聞き、それを受けとめて共感でき、被害者の気持ちが分かる、そういう少年でないと効果が上がりません。非行を考える会に限らず、少年にとってどのような教育的措置がふさわしいのかについては、まずは家庭裁判所調査官が、少年や保護者と個別に面接を行って、性格、行動傾向、理解力などをアセスメントし、その結果に従って、非行を考える会を受講させるかどうかを判断します。共感性が十分ではなく、話をじっくりと聞けないような少年に受講させても効果が上がらず、あるいは逆効果になるということもあり得ますので、そのような少年は対象外としています。万引きは、遊び感覚で行ったケースから、何度も何度も繰り返してしまう依存症のようなケースまで様々ですので、万引きだから非行を考える会を受けさせるというわけではなく、それぞれの少年の問題点を調査した上で、比較的、初発型の非行の少年に受けてもらうようにしています。少年は、被害者の声を直接聞いたことがないことが多く、ある程度の理解力を持った少年であれば、非行を考える会を受けさせてみると、受け終わったときにはきちんと話を聞く態度になっているといったことはありますので、ある程度の幅を持たせて受講させています。

- **B委員:**松江家庭裁判所で非行を考える会を開催した回数を教えてください。また,少年が事件 送致された以降に,家庭裁判所が審判に向けていろいろな取り組みをされると思いますが, 非行を考える会はどのような段階で実施するのか教えてください。
- 中塚首席家裁調査官:非行を考える会は、平成16、7年頃から開催していますが、少年事件の件数が減っており、非行を考える会の開催回数も減っています。平成28年は3回実施しました。平成29年も3回実施していますが、そのうち1回はゲストスピーカーが辞退され、代替方法として、調査官が話をし、DVDを視聴してもらう方法で開催しました。ただ、ゲストスピーカーから話を聞くのとは違い、効果がいま一つだなというふうに感じました。今年度は、対象となる少年の人数が少なかったということと、ゲストスピーカーが確保できなかったという事情があり、1回のみの開催となっています。

審判の過程の中での実施段階ですが、少年事件の審理については、家庭裁判所が事件を受理し、まずは家庭裁判所調査官が調査を行います。先ほども御説明したとおり、家庭裁判所調査官は、少年や保護者と個別に面接を行い、少年の性格、行動傾向を調査した上で、少年の抱える問題を把握し、必要に応じて非行を考える会などの教育的措置を受けさせます。その上で、裁判官による審判ということになります。審判においても、教育的措置の効果を確認した上で処分を決めることになります。つまり、非行を考える会やそれ以外の教育的措置は、処分が決まっていない段階の措置ということになります。ですので、非行を考える会を受講させるに当たっては、そのことを少年に説明し、意識をさせて受講させます。

委員長: ゲストスピーカーの確保が難しい実情がございます。ゲストスピーカーとしてふさわしい方を家庭裁判所にお招きできなければ、教育的な効果も半減してしまいますので、家庭裁判所としては何とかしなければならないと考えているところです。地方裁判所及び家庭裁判所のいずれとも、外部から講師をお招きしてお話を聞くということに取り組んでいるところです。組織の中だけで議論をしていますと、どうしても議論が深まらないことがありまして、これは皆様も同じような状況ではないかと思います。外部講師を招く際の工夫があれば教えていただきたいと思います。また、同じように外部講師の確保に苦慮しているという御紹介でも結構ですので、よろしくお願いします。

- B委員: 万引きや自転車盗に限らず、生徒の非行防止を図るために、学校教育の中では、外部講師を招いて生徒に話をしていただくという機会がありますが、非行を考える会のように、直接被害にあったお店の方に来ていただくということは、ほとんどありません。警察関係者にお越しいただくことが多いかと思います。ただ、最近の傾向として、子どもの健全育成に積極的に関わって、地域で子どもたちを育てていこうという雰囲気がとても高まっており、地域の健全育成に関わっていらっしゃる方に、万引きや問題行動を起こした生徒や保護者に、自分の体験を話していただくことがあり、学校としては重要な講師だと考えています。やはり現場の実態に即した、また、これからの非行防止につながるような方を講師として招くのが一番良いのではないかと思います。
- **C委員:**最近,子どもの登下校の見守りということで,高齢者クラブの皆さんが街頭に立って,下校時の見守りをしてくださっているのですが,そういう方々からお話をいただくというのも一つの案ではないかなと思います。
- **D委員**:キャリア教育というのがありまして,市役所の商工部門が,商店等を経営者している三,四十歳代の社長さんに声をかけて,学校に派遣するという制度があります。そういうメンバーを見ると,元気が良く,話し慣れている方がおられると思います。高校では,社会に出たときのために実際に働いている人の話を聞く機会があり,これについては先生の教え子のつてを頼ったり,PTA役員が同じ業種の人に声をかけたりなどして,講師を招いている状況です。
- **E委員:**高齢者の相談機関に所属していますので、高齢者の方から、前は駄菓子屋を経営していて、学校帰りの子どもたちが買いに来てくれて、話をするのが生きがいでやっていたんだけど、いつのころからか、ゲームのように万引きをしていく子どもたちが増えて、犯罪の温床になってはいけないと思って駄菓子屋をやめました、という話を聞いたことがあります。現役の経営者は忙しいので、現役を退かれた経営者のOBに声をかけて講師になっていただければ、その後の講師の選定などを含めて、継続して取り組めるのではないかなと思いました。
- **A委員:**大学でもいろいろ講師を招くことがあるのですが、大抵、各教員の個人のつてでお招き するのが現状です。私自身も時々講師として呼ばれることがあるのですが、断れない場合が

ありまして、それはやはり日頃お世話になっていたり、過去にお世話になった方など、地域の中でつながりを持っている方に依頼されると断れないことがあります。裁判所という機関が、日頃からいかに地域や地域の方と関わりを持って、裁判所から頼まれたら断れないという関係をつくれるかどうかが一つのポイントではないかと思いました。

- **委員長:**最高裁判所長官も、地域における裁判所なのだから、地域の実情を知った上で仕事をしなければいけないということをおっしゃっておられます。私も松江に着任しまして、具体的に取り組んでいかなければと思っております。
- F委員: 弁護士会は外部講師をお願いすることは少なく、講師派遣の依頼を受けることが多いのですが、職業人による講話のために学校に招かれたりしますといろいろな職業の方が集まるのですが、その中には経営者も多くおられます。経営者の方はいろんな団体に加入しておられますので、そういった団体を通じて、講師の派遣を依頼するというのも一つの方法なのではないかなと思います。
- **G委員**:経営者の方がゲストスピーカーを断られるのは、様々な理由があるかとは思うのですが、我々が捜査をする中で被害の実態や内容についてお話を伺うときは、経営者以外にも、例えば保安員、いわゆる万引きGメンと言いますか、そういった方たちからもお話を聞きます。そういった方は、お店に所属しておられる方もいらっしゃいますが、別会社に所属して、各店舗に派遣され、いろいろなお店の実態を把握しておられますので、どのぐらい被害があるかとか、1日にどのぐらい検挙するのかとか、そういった経験を体験談として話してもらうのも、少年に被害の実態を伝えるという点で有益ではないかと思います。
- **B委員**: 現場で起きている少年非行について、家庭裁判所に是非知っていただきたいと思っていることがあります。一つは、万引きや自転車盗というのは、多面的なものを抱えている非行であるということです。自転車盗に関する子どもたちの罪の意識は非常に低く、むしろ自転車盗を一つの武勇伝にすると言うか、当たり前の思考として捉える傾向があります。もう一つは、万引きに関しては、その背景に生育歴であったり、家庭環境であったり、保護者の養育姿勢というものが密接に絡んでおり、極端な言い方をすると、保護者が「お金を払って許してもらえばいい。うちの子は悪くない。」と考えており、そういう親の姿勢が子どもに大

きな影響を及ぼしているのではないか思っています。やはりその背景にある根本的な問題, 子どもたちの規範意識であったり,子どもの貧困に関する家庭への福祉的な支援であったり, そういった多方面での関わりを総合的に進めていかないと,少年非行の問題は解決しないだ ろうと思っています。学校と家庭裁判所であったり,警察であったり,少年非行に関わる機 関が何らかのネットワークを持って,少年の健全育成に関与していく必要があると思います。 中塚首席家裁調査官:一括りで万引きと言いましても,少年の抱えている問題というのは一人一 人異なっていると考えて,日々,少年に向き合っています。家庭裁判所調査官が少年に関わ ることができる時間はあまり長くはなく,面接の回数は一,二回,多くても3回です。その 中で,できるだけのことをキャッチしようとはしていますが,やはり我々だけではできない ことがたくさんあります。そのときに、学校が少年にどのように関わってこられたのか,ど こに困っておられるのか,あるいは保護者も含めて,家庭に何か問題があるのかというよう なことを教えていただくことで,初めて理解できることが多くあります。是非学校からいろ いろな情報いただきまして,手を携えて少年の健全育成に取り組んでいきたいということは, 裁判所からもお願いしたいことでございます。

非行を考える会は、比較的問題点の浅い少年には有効ですが、より深い問題を持っている 少年にはなかなか向かない部分もあります。例えば、親子関係の問題を解決していかなけれ ばいけない、友人関係を変えていかなければいけないなど、いろいろな側面からのアプロー チが必要になるということは、いつも思っているところです。家庭の問題、特に保護者の姿 勢に問題があるケースは多くありますので、非行を考える会に当たって保護者と一緒に受講 させ、保護者にも、被害者の気持ちや被害の実態を聞いていただきます。非行を考える会に 参加して初めて被害者の実情を知ったという保護者も結構おられます。その後、保護者のグ ループ、少年のグループに分かれて、ディスカッションを行い、保護者は、少年の非行につ いてどう受けとめればいいのか、これから少年をどのように指導していけばいいのかについ て話し合っていただきます。いろいろな問題点を見つけ出しながら、一つ一つに対処してい くということを、これからも継続的に行っていきたいと考えています。学校の御協力という のは、本当にいつも感謝をしておるところですので、これからもよろしくお願いいたします。

- 本村裁判官:裁判官は、審判までの間は、基本的には調査官を通じて、少年の話を聞くことになりますが、やはり学校での様子ですとか、家庭との連絡状況といったことは、先生方からの情報で理解できることも多くありまして、今後とも、是非とも御協力いただければ幸いにございます。
- 委員長:私も、少年事件と家事事件を両方担当しておりますと、同じ家庭で両方の事件が、同時に継続するという案件がそれなりにあるんですね。やはり、少年非行を考えるときに、二つの要素があるかなと思っています。一つは家庭の問題、それから、もう一つは少年独自の問題です。子どもの特性をよく理解することが大事なのですが、保護者が子どもの特性を必ずしも認識していない場合もあり、家庭の問題も非常に大きいのだなと思います。家庭裁判所にできることには限りがあるのですが、少年非行を考えるときには、できるだけ保護者にも働きかけをしていくことが必要だと思っています。ただ、それで全てが功を奏するかと言われると、そこまでは至っておりません。これは学校現場とか、皆様の状況でも同じで、粘り強く働きかけを続けていって、理解を深めていくしかないのではないのかなというふうに、私としては思っております。家庭裁判所としても、皆様と連携しながら、少しでも少年非行が減少するように努めてまいりたいと思いますので、様々な形での連携をお願いしたいと思っています。
- ▶委員: P T A の会長を務めていますと、いろいろ事例を見聞きすることがあり、問題行動を起こす子どもはとても幼いというか、私が子どもの頃と比べても、善悪の判断が不十分というか、年齢だけ中学校に通う年齢になったような子どもが見受けられると思います。そういう子どもに対して、そもそもの人の気持ちを考えさせるような、非行を考える会というアプローチというのは非常に有効ではないかと思いました。いろいろなことがあって生きづらかったり、ついていけなくなったりして、そういった状況が、事件を起こすことにつながっていることもあり、いろいろな関係機関が連携し、協力しあって、子どもに対してどういったアプローチをするのが良いのかといった、子どもを立ち直らせる方法を考える機会があるのは良いことだと思います。

A委員:学校の教育は、いわば予防教育が中心になると思うのですが、逆に家庭裁判所は再発防

止が役目だと思うので、お互いがお互いにとってのゲストスピーカーとして活躍できると思います。しかし、学校関係者が裁判所でゲストスピーカーを務めるとしても、いきなり再発防止を役目とする裁判所に呼ばれて、では語ってくださいと言われても、敷居が高いと思いますので、まずは予防教育の現場で裁判所の職員が話をする機会を設けて、その後に学校の先生が再発防止の現場で話をすると。こういう取組を行うと、学校現場と裁判所とのコラボレーションというか、協同関係が図れておもしろいのかなと思いました。

B委員:非行の背景には,様々な要因があって,自分を見てほしい,寂しい,分かってほしいと いった子どもの気持ちがいろいろな非行につながっています。愛情不足と言いますか、愛着 障害と言いますか、そういったものも関わっていると思います。少年審判の流れの中で、試 験観察という段階があり,試験観察の一つの方法として,家庭裁判所が保護者と一緒に体験 をするというプログラムがあろうかと思います。以前に関わった生徒が、試験観察を経て、 少しずつ立ち直っていったというケースがありました。少年が親と向き合う,親の愛情を子 どもが感じる、それから自分の気持ちを親に受けとめてもらう、これはやはり子どもたちを 非行に向かわせない,一番大きなエネルギーになるのではないかなと思っています。学校現 場でも、非行に関わる子どもたちについては、通常の学校の授業という形ではなくて、地域 の事業所にお願いをして職場体験や職場実習という形でいろいろな体験をすることがあるの ですが、事業所の親方に怒られたり、挨拶を指導されたり、あるいはよくやったとほめても らったり,そういった実体験を積んでいくことが子どもたちの健全育成に大きな力になると いうことを実感しています。非行を考える会で、ゲストスピーカーの話を聞くということも とても意味のあることだと思いますし、子どもたちの発達段階や抱えているものを考えたと きに,やはり「体験」をすることがとても大きな非行防止策になるんじゃないかなと思って います。

中塚首席家裁調査官:少年事件として関わる少年が、精神的にもですが、社会的にも幼くなっているなということを感じます。そのまま大きくなっていくと、社会の一員だという実感を持てない場合が多く、自分勝手に、自分の好きなように行動することにつながると思っています。本日は、非行を考える会を取り上げましたが、家庭裁判所としても、様々な教育的措置

に取り組んでいます。体験型の教育的措置としては、例えば、地域のボランティアの人と一緒に清掃活動を行い、それによって自分がいかに周囲に無頓着であったのか、あるいは、いかに周りを見ていなかったのかということを実感してもらう。そして、自分が地域の中で生きているということを実感してもらうという取り組みをしています。また、最近、学校でも行われている職場体験にも、仕事のスキルを身につけるというよりは、社会生活を送るためのスキルを身につけてほしいという、そういう願いを持って取り組んでいるところです。職場体験を行うまでにいかない少年の場合は、人との関わり方などをサポートステーションなどが取り組んでいますので、タイアップしたりしています。親と向き合うということでしたら、松江家庭裁判所では、親子合宿と言いまして、1泊2日で親としっかり触れ合う時間を持つ機会を設けています。この秋も開催しましたが、親御さんに、忙しい中時間をつくって合宿に参加していただき、最後は親御さんが、これまでいかに子どもに関わっていなかったかを認識し、今後はもっと子どもと関わりたいと、涙ぐみながら感想を述べられました。やはり、一つ一つのことを体験することが大事だなと思います。

少年には、何かの体験を通して、少しでも何か、目を開いてくれたら、社会に目を開いて くれたら、そういう思いを持って、取り組んでいます。

委員長:いろいろな視点がございまして,これを参考とさせていただき,この取り組みを続けて, 少年の非行や再非行の防止につなげてまいりたいと思っております。本日はどうもありがと うございました。

以上